

会社法改正により

# 株主総会資料が 原則ウェブ化されます

今まで

議決権  
行使書

+

株主総会  
資料



紙で確認

これからは

議決権  
行使書

+

通知書面  
アクセス  
URL



ウェブで確認

株主総会  
資料

主な  
変更点

- ウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集通知(以下、通知書面)をお送りします。
  - 株主総会資料の全文はウェブサイトアクセスすることで確認できます。
- ※議決権行使書は原則、今まで通りお送りします。

開始  
時期

2023年3月以降の株主総会より

本制度について詳しくはこちら

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>



- 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。
- 議決権を有する株主様を対象に通知書面をお送りします。
- 発行会社の意向により電子提供制度開始後も株主総会資料を書面でお送りする場合があります。
- 本制度は投資法人も対象に含みます。
- 株主優待や配当金等は本制度の対象に含まれません。

# インターネットのご利用が 困難な株主様へ

2022年9月1日以降、  
書面で受領するためのお手続きが可能です  
(書面交付請求)

## Q 「書面交付請求」とは？

A インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。  
お申し出いただいた株主様には株主総会資料を書面でお送りします。  
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

## Q 「書面交付請求」の受付期限は？

A 株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

## Q お手続き方法は？

A 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。  
株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

⚠️ ご注意 一連のお手続きには費用がかかる場合があります。  
なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

## スケジュール

2022年8月31日まで 制度周知期間

2022年9月1日 書面交付請求受付開始

2023年3月以降の株主総会 電子提供制度開始

本リーフレットに関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部

0120-533-600

受付時間 9:00～17:00(土・日・休日を除く)

ぜひQ&Aもご利用ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>

